

## Q&A

番号	分類	質問	回答
1	制度全般	医療・施設物価高騰対策食材料費応援金とは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府が11月に決定した経済対策において、現下の物価高により厳しい状況にある医療機関への緊急かつ実効性のある支援が求められていることを受けて、島根県としても影響を受けておられる施設に向けた応援金を創設しました。</li> </ul>
2	対象施設	具体的な応援金の支給対象施設はどんな施設ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回の応援金は、収入が公定価格で決められている等により食材料費高騰分を利用者負担に転嫁することが困難な入院施設を対象としています。</li> <li>● 応援金の支給の対象事業者は、令和6年4月1日現在で、所在地が島根県内にある病院及び有床診療所（いずれも保険医療機関に限る）を運営する事業者です。</li> <li>● 具体的には、島根県医療政策課のHPで公表している「県内の病院・診療所一覧（令和6年4月1日現在）」に掲載された施設のうち、令和6年4月2日以降に廃止・休止された施設、国の施設や「病床数」が「0」の施設については、今回の応援金の対象外となります。</li> </ul>
3	対象施設	入院施設を対象としているのはなぜですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回の応援金は、食材料費の高騰分に対する支援であることから、基本的に1日3食の食事提供があり、食材料費高騰による影響を大きく受けている入院施設を対象としているものです。</li> </ul>
4	対象施設	休止中の事業所は支給対象ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和6年4月1日時点で休止中の事業所は対象となりません。</li> </ul>
5	対象施設	今後、開設予定の事業所は支給対象ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和6年度中に開設する事業所であっても令和6年4月1日時点で開設、運営していない場合は対象となりません。</li> </ul>
6	対象施設	事業所は島根県内にあるものの、本社が島根県内でない場合、申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本社が島根県外であっても、島根県内を所在地とする事業所、施設が存在する場合は、当該事業所については支給対象となります。</li> <li>● なお、本社が島根県内であっても、島根県外に所在する事業所分については支給対象外です。</li> </ul>

7	対象施設	同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本応援金を受給することが可能です。</li> <li>●ただし、本応援金を受給した場合に他の給付金等を受けることができるか否かについては、その給付金の支給要件等をご確認ください。</li> </ul>
8	対象期間	対象期間を令和6年4月1日～令和6年5月31日としているのはなぜですか。	令和6年4月1日から診療報酬における食事療養費見直しまでの期間を、支援対象としているためです。
9	支給申請	申請書に押印は必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●押印は必須ではありません。</li> <li>●宣誓書は自署であれば押印は不要です。スタンプや印字の場合は押印が必要です。委任状は法人の場合は自署でもスタンプ・印字であっても押印は不要です。</li> </ul>
10	支給申請	委任状は自署でないといけませんか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委任者が個人の場合、必ず本人が自署してください。なお、自署ができない場合は、担当者へご相談ください。</li> </ul>
11	支給申請	食材費の内訳など、実際にかかった費用を証明する資料を提出する必要がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支給額は、県で物価高騰による影響額を試算し、影響が出ていると判断した額ですので、支給要綱どおりの申請をいただきますようお願いいたします。</li> <li>●申請書類としては、以下の3種類をご準備ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和6年度医療施設物価高騰対策食材料費応援金支給申請書</li> <li>②宣誓書</li> <li>③振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し</li> </ul> </li> <li>※預金通帳等の写し：通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し（令和5年度医療・介護・障がい福祉施設等物価高騰対策食材料費応援金（医療施設分）と同様の口座の場合は提出不要）</li> <li>※メール申請での提出の場合は、写真データによる提出可</li> </ul>
12	支給申請	・応援金の用途制限がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特段の用途制限はありません。</li> </ul>
13	支給申請	申請の受付期間はいつまでですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請受付期間は、令和6年5月13日（月）～6月14日（金）としています。</li> </ul>

14	支給申請	実績報告書の提出は必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実績報告の提出は不要です。</li> <li>●ただし、虚偽の申請があった場合など不支給要件に該当することが判明した時などは、応援金の返還となる場合があります。</li> </ul>
15	支給申請	メール申請の場合、支給（不支給）決定通知書はどのように連絡がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者あてに郵送させていただきます。</li> </ul>
16	支給申請	口座確認書の口座名義（カナ）が入りきらない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●枠からはみ出してもよいです。通帳のコピーと同一であることが分かるように記載してください。</li> </ul>
17	応援金の振込	申請者と受取口座の口座名義人が異なってもよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者が個人の場合は申請者本人名義の口座、法人の場合は法人名義の口座となります。</li> <li>●したがって、申請者と口座名義人は同一である必要があります。</li> </ul>
18	応援金の振込	申請してから、どのくらいの期間で振込みがされますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●メールでの申請は10日～14日程度、郵送での申請は14日～18日程度となる見込みです。</li> <li>（注）日数は目安です。申請・審査の状況により前後することがあります。</li> </ul>
19	案内	応援金の案内が届きましたが、記載された情報が間違っているのではないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●島根県医療政策課のHPで公表している「県内の病院・診療所一覧（令和6年4月1日現在）」の情報に基づいて事務処理をしています。公表内容の修正は管轄の保健所にもお知らせいただきますようお願いいたします。</li> </ul>
20	その他	支給決定通知書が届きました。この通知書はいつまで保管しておけばいいですか。また、応援金は確定申告の対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通知書の保管義務はありませんが、入金を確認するまでは保管するようにしてください。応援金は課税対象となり、雑収入として確定申告する必要があります。</li> </ul>